

審査品質管理小委員会報告書（平成 2 7 年度）
（案）

平成 28 年〇月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

本小委員会は、特許庁における特許・意匠・商標の審査に関し、品質管理のポリシーや、必要なマニュアル等、品質管理の方針や手続が適切に整備されているか、品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかなどの、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、平成 26 年 8 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化に伴い、我が国特許庁による審査の結果が海外においても通用し、諸外国において円滑に権利化が図られることが求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止することも求められている。これらの要請に応えるには、権利を設定するために行われる審査について、その質の維持・向上が欠かせない。

このような状況を受け、我が国特許庁は、平成 26 年度に、「強く・広く・役に立つ権利設定」などを謳った「品質ポリシー」を策定・公表し、これに基づく審査を行うための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築してきた。そして、この品質管理システムを機能させ、審査の質の維持・向上を実現するには、審査の質に係る特許庁内部の取組としてのいわゆる P D C A サイクルを適切に回し、継続的に改善を行うことが肝要である。

本小委員会は、このような特許庁内部の取組に、客観的な評価や改善提言を反映させることによって、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、昨年度策定した審査の品質管理の評価項目及び評価基準に基づいて、今年度の特許庁の品質管理の実施体制及び実施状況について検証・評価し、その改善点についての検討を行った。

なお、昨年度の本小委員会の報告書において、審査の質を評価するために用いることができ、かつ、適切な審査を妨げることのないような定量評価指標について、海外特許庁の状況も勘案しつつ、「調査・検討を通じ、今後も慎重な議論を行うことが好ましい。」としたことを受け、今年度、品質目標の海外調査が特許庁により行われたので、その結果を、本報告書の巻末に添付することとする。

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

第1回小委員会 平成27年12月17日

- 議事 ①品質管理に関する取組の実施状況について
②評価項目・評価基準に基づく中間評価について
③中間評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について

第2回小委員会 平成28年3月28日

- 議事 ①品質管理に関する取組の実施状況について
②評価項目・評価基準に基づく評価について
③評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について
④品質目標の海外調査結果報告について
⑤平成27年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

委員長	相澤	英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	浅見	節子	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
	飯村	敏明	ユアサハラ法律特許事務所弁護士
	小原	寿美子	伊東国際特許事務所弁理士
	古城	春実	桜坂法律事務所弁護士
	竹本	一志	日本知的財産協会参与
	田沼	有美子	株式会社日立製作所知的財産本部知財ビジネス本部 デザイン・商標センタデザイングループ主任技師
	長澤	健一	日本国際知的財産保護協会会長
	中條	武志	日本品質管理学会顧問・中央大学教授
	中村	仁	大野総合法律事務所弁理士
	渡部	俊也	東京大学政策ビジョン研究センター教授

(敬称略, 五十音順)

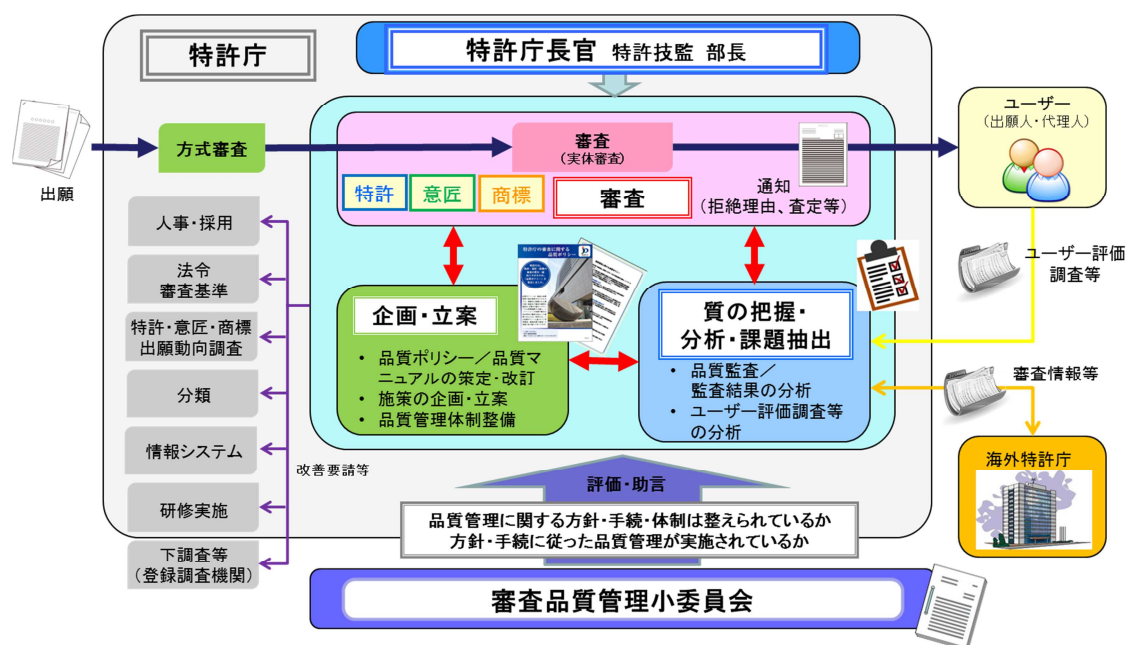
目次

I. 審査品質管理の取組状況.....	1
1. 特許.....	2
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備.....	2
(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実	3
(3) 品質検証のための取組の充実	6
(4) 海外の特許庁との協力・情報発信	6
(5) 審査の質についての目標設定	7
2. 意匠.....	8
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備.....	8
(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実	8
(3) 品質検証のための取組の充実	9
(4) 海外の特許庁との協力・情報発信	9
(5) 審査の質についての目標設定	10
3. 商標.....	11
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備.....	11
(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実	11
(3) 品質検証のための取組の充実	12
(4) 海外の特許庁との協力・情報発信	13
(5) 審査の質についての目標設定	13
II. 品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果	14
1. 特許.....	16
2. 意匠.....	19
3. 商標.....	22
III. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	25
1. 特許.....	25
2. 意匠.....	26
3. 商標.....	27
4. 審査の質を評価する指標.....	28
IV. むすび.....	29

(参考1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準.....	1
(参考2) 海外特許庁における品質目標の調査結果の概要	5

I. 審査品質管理の取組状況

特許庁では、以下に図示するような品質管理システムを構築し、品質管理を行っている。

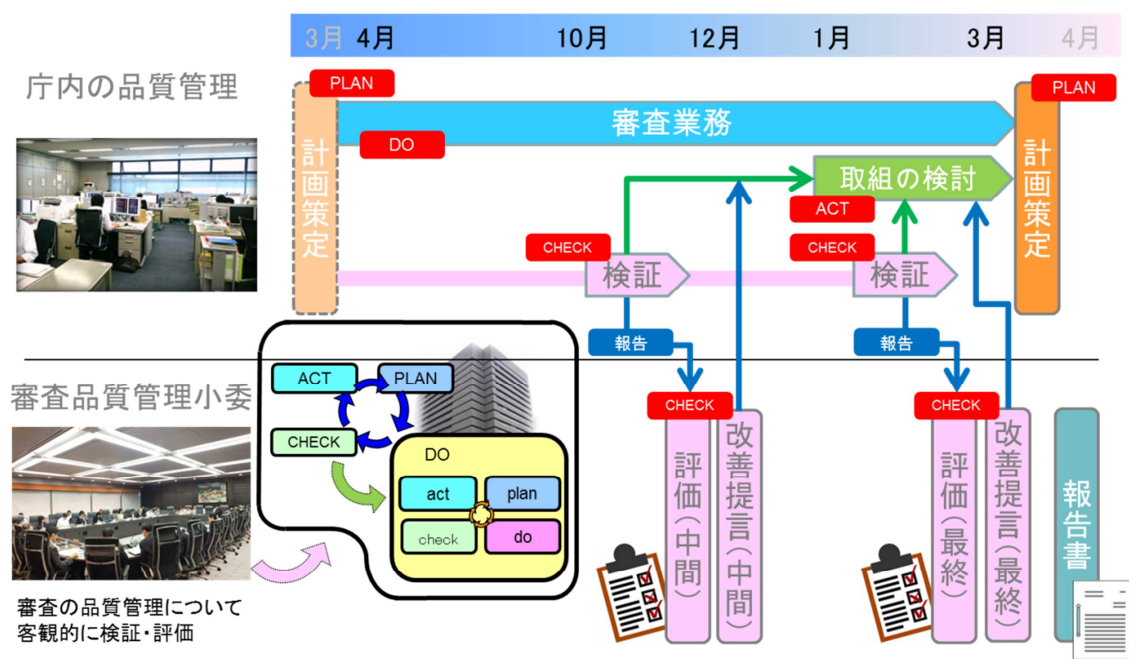


特許庁の品質管理システムの全体像

この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。そして、実体審査を行う審査部門、品質管理施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで品質管理を行っている。

本小委員会は、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

下図に示すように、特許庁はその内部で自らPDCAを回して、審査の質の継続的改善を行っている。その一方で、本小委員会は特許庁における品質管理の実施体制及び実施状況について評価や改善提言を行い、これを特許庁内のPDCAサイクルに反映することを通じて、審査の質の向上に寄与するという役割を有している。



庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

なお、特許庁の品質管理システムを文書化したものとして、「品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」が特許、意匠、商標の各審査の品質管理について作成され、特許庁のホームページにおいて公表されている。

このような品質管理システムの下、特許庁が平成 27 年度に審査の質の維持・向上、そして審査の質の的確な把握のために行った主要な取組は以下のとおりである。

1. 特許

（1）質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

迅速性を堅持しつつ、審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせない。

そのため、審査体制の整備・強化のために恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、34 名の恒常審査官と 106 名の任期付審査官が採用された。なお、すでに任期付審査官として 10 年にわたり経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再採用の道も引き続き確保された。（106 名のうち再採用は 56 名。）

また、国際審査官協議、外国文献調査の充実、PCT 管轄拡大等の審査業務の国際化への対応の観点から、審査官の外国語能力の維持・向上に努めることが重要である。

そのため、今年度は外国語研修の規模が拡大された（受講者数は昨年度比で約3割増）。

審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせない。

そのため、昨年度に続き品質管理室職員 5 名が維持され、調査員（品質管理補助）は昨年度から 8 名増加した 24 名が確保され、品質管理のために必要な体制が整備された。また、品質監査¹については、審査の質を全体的に把握する観点から、昨年度の試行期間を通じた分析をもとに、より適切な監査が実施できるよう主要な起案書²種別³を対象として、再サーチも含めた品質監査を行う品質管理官（技術単位担当）⁴と、拒絶理由の論理構成及び起案書の内容の的確性を中心とした、再サーチを実施しない品質監査を行う品質管理官（総括担当）⁵とが分担して本格的に実施された。また、品質管理官（総括担当）の監査のための下準備を行う調査員（品質監査補助）が新たに配置された。

審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。

そのため、審査官に対する法定研修等で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義が引き続き実施され、受講者の理解の確認も行われた。また、審査長単位で期間を定めた品質に関する集中的な議論が行われ、品質管理に関する理解状況が確認されると共に、理解の促進が図られた。

（２）審査の質の維持・向上のための取組の充実

審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にするのみならず、特許権取得の予見性が高い、国際的に通用する審査をする必要がある。

そのため、「特許・実用新案審査基準」が全面改訂され、簡潔かつ明瞭な記載にされるとともに、英語版も作成され海外発信された。また、同時期に改訂された「特許・実用新案審査ハンドブック」においては、特許が認められる例と認められない例のバランスを考慮しながら事例や裁判例の充実が行われ、審査

¹ 「品質監査」は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否の確認を通じて、審査の質の分析・評価を行うものです。

² 審査官が作成した処分等に係る書面。

³ 最初・最後の拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書。

⁴ 各技術単位の案件を担当する品質管理官。

⁵ 管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官。

の基本的な考え方をより深く理解できるものとされた。

また、改訂された「特許・実用新案審査基準」には、品質ポリシーに沿った審査が十分なされるように、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針が明記された。そして、改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会が開催された。

これに対してユーザーからは、審査の基本方針として、質の高い特許権の設定という視点をもって審査することが明記されている点が評価され、審査の流れに沿った審査のあり方が説明されている点などが、分かりやすく読みやすいとの意見があった。

PCT国際出願に関しては、より高品質な国際調査報告や国際予備審査報告を世界に発信することが求められる。

そのため、PCT国際出願に関する業務手順や判断基準を詳述した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」が作成された。また、とりわけ我が国の特許審査の信頼感を国際的に高める上で重要と考えられる「他庁を受理官庁とする英語PCT案件」が、新たに必須協議案件とされ、審査官の意見交換や知識共有が促進された。

ユーザーの審査に対する納得性を高めるためには、審査官の判断をユーザーにわかりやすく伝える必要がある。

そのため、国内外の出願人・代理人に審査官の意図がより良く伝わるように、拒絶理由通知書に記載する項目の順序を定めるなどして、拒絶理由通知書等の記載が統一感があり読みやすい様式となるよう見直された。さらに、見直しを行った記載様式の運用の定着を支援し、かつ、起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールが審査官に提供された。

その結果、ユーザー評価調査の自由記入欄では、より分かりやすい拒絶理由通知となりその後の対応がしやすくなったとの意見が多くみられ、統一感があり読みやすい様式も一因となって、拒絶理由通知書等の記載の印象の変化が「良くなっている」との回答が26%で、「悪くなっている」の4.6%を大幅に上回ったと思われる。

特許性の的確な判断のためには、最新の技術動向やビジネス動向の把握が必要である。

そのため、審査官が学会への参加や企業との意見交換を行うことで、最新の動向を把握するよう努めることが行われている。また、平成11年度から実施し

てされている特許出願技術動向調査が継続して行われ、今年度は衛星測位システムを始めとする 20 のテーマで調査がなされた。企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、今年度 4 月から 2 月に 35 件の申請がなされ、369 件の特許出願が当該施策の対象とされた。さらに、7 月に 10 日間の日程で「巡回特許庁 in KANSAI」が開催され、34 社 150 件の出張面接審査が行われた。2 月には、「巡回特許庁 in OKINAWA」、「巡回特許庁 in 中部」がそれぞれ沖縄と名古屋で開催された。

審査官が作成した起案書の不備を減少させるためには、これらの起案書に対する管理職による品質チェックとしての決裁⁶の充実が欠かせない。

そのため、改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容も踏まえた決裁のためのガイドラインが策定された。また、全決裁者を対象とする決裁時に留意すべきポイントについての研修が実施された。そして、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積も開始された。

先行技術調査は審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要である。

そのため、今年度は、80 メイングループの F I 分類表が改正され、16 テーマの F タームメンテナンスが行われた。外国特許文献調査については、外国特許分類情報（C P C 等）、英語シソーラスといった文献調査に関する知識を収集・蓄積し、審査官間で共有・活用する取組が引き続き進められている。非特許文献検索については、2 つの庁内 D B の他、6 つの検索系・36 の文献取り寄せ系・3 つの辞書系の商用 D B を一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な状態が継続され、新たに I S O 等の規格文書が庁内 D B に蓄積されて審査官が簡便に利用可能とされた。

高品質かつ効率的な特許審査のためには、登録調査機関による先行技術調査を充実させ、これを効果的に活用することが欠かせない。

そのため、登録調査機関の選定にあたり、昨年度に納品された全件のサーチについて審査官がサーチ結果を評価し、その評価結果を考慮することが継続して行われた。また、新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対して、O J T を継続して実施し審査官による育成が直接行われた。さらに、中韓文献翻

⁶ 審査は審査官が行うもの（特許法第 47 条）ですが、「決裁」は、審査基準の統一的な運用をはじめとする審査の品質保証に関するニーズに応えることを目的とし、全案件を対象に、起案書に記載された内容の確認を通じて、起案書に誤りがないか及び担当技術分野における統一的な運用がなされているかの確認を行うものです。

訳・検索システムを用いた先行技術調査の暫定試行を含め、外国特許文献の先行技術調査が拡充された。

その結果、登録調査機関による先行技術調査の対象となった案件に占める外国特許文献検索外注件数の割合が、約 50%（平成 26 年度：7.7 万件／14.9 万件）から約 70%（平成 27 年度：10.4 万件／15.5 万件）に増加され、外国特許文献の先行技術調査が拡充された。また、ユーザー評価調査において、外国特許文献調査の印象の変化が「良くなっている」との回答が 9.1%となり、「悪くなっている」との回答が 0.5%となった。

（３）品質検証のための取組の充実

品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そのため、ユーザー評価調査が引き続き実施され、よりの確にユーザーの意見を聴取する観点から、調査票の項目が追加されるとともに、昨年度から実施している在外ユーザーへの調査の規模が拡大された。

また、業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声が引き続き把握されている。特に特許庁幹部により、国内外の企業経営層との間でも審査の質を含めた特許庁の取組について、幅広く意見交換がなされている。

さらに、ユーザーから寄せられた意見については、適切に集約・分析し、必要に応じて審査長等にフィードバックが行われた。また、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介されるとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供された。

審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。

そのため、品質監査の時期が決裁後、かつ、発送前に統一され、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みが整えられた。また、形式的瑕疵をチェックする部分監査において、特定期間に特定の技術単位について集中的に監査が行われることでフィードバック効果が高められ、その結果、形式的瑕疵が減少した。

（４）海外の特許庁との協力・情報発信

企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築することが必要である。

そのため、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、五庁品質管理会

合において積極的に情報発信されるとともに、海外の特許庁と協力関係が構築され、人的交流による審査の質に関する取組の情報収集も継続された。さらに、欧州特許庁及びスウェーデン特許登録庁との間で共同分析が継続して実施されるとともに、新たに米国特許商標庁との間でも共同分析が開始された。

また、企業のグローバル活動を支援することを目的として、日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムが 8 月から試行期間を 2 年として開始された。

さらに、PCT 国際機関会合において、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、平成 27 年 10 月に公表した「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」について情報発信がなされ、海外の特許庁から高い評価が得られた。

（５）審査の質についての目標設定

審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれる。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもある。

そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査が行われた。

24 の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが 7 庁、目標が設定されていないところが 1 庁、設定はされているが公開していないところが 7 庁、目標を公開しているところが 9 庁であった。また、審査の質についての目標設定に関して、指標に基づいて行っていることが特定できた 5 庁のうち、全ての庁が期間を指標として使用していることが判明した。

2. 意匠

(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実が欠かせない。

そのため、今年度から新たに品質管理の企画・立案を専任として行う者が 1 名設けられるとともに、品質監査においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官が 2 名任命され、品質管理のために必要な体制の強化が図られた。

審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。

そのため、審査官に対する法定研修等や課内研修で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義が実施され、受講者の理解の確認も行われた。

(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実

審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にする必要がある。

そのため、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応するために、「意匠審査基準」が国際意匠登録出願受付前までに一部改訂された。主な改訂内容は、新たに「国際意匠登録出願」の項目が追加されるとともに、「審査の進め方」の項目にも「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」が追加され、国際意匠登録出願に関する意匠審査の具体的な手続が定められた。また、国内外ユーザーにも分かりやすいものとなるよう、意匠審査基準の英訳も公表された。

さらに、サーチや判断のばらつき軽減を目的に昨年度から行われていた管理職と審査官との協議に加え、国際意匠登録出願の審査に関しては、全案件が必ず協議することとされた。

その結果、ユーザー評価調査においても、最近一年程度の質全般を尋ねる項目が新たに追加されたところ、印象の変化について「良くなってきている」との回答が一定程度得られた。

意匠の的確な把握のためには、最新の製品・技術動向やビジネス動向の把握が必要である。

そのため、審査官が学会への参加や企業との意見交換を行うことで、最新の動向を把握するよう努めることが行われている。また、意匠出願動向調査が継続して行われ、今年度は自動車とファッションに関するテーマで調査がなされた。企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、1

月末までに 3 件の申請がなされ、41 件の意匠出願が当該施策の対象とされた。出願人・代理人との面接は 1 月末までに 385 回実施された。

その結果、特に、出願人・代理人との面接については、ユーザー評価調査において確認した審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）に関して、回答者のうち 7 割以上から「満足」「比較的満足」との回答が寄せられ、非常に丁寧な対応であるとユーザーからも高い評価が得られた。

サーチは審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要である。

そのため、ロカルノ国際分類の定義が作成されるとともに、ロカルノ国際分類を日本意匠分類に則して細分化した新意匠分類案の作成及び新意匠分類定義案作成のための調査事業が行われた。

（３）品質検証のための取組の充実

品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そのため、業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声が引き続き把握されている。

ユーザー評価調査において、よりの確にユーザーの意見を聴取する観点から、調査手法が見直されるとともに、外部委託して実施されることで調査対象者数が、昨年度の 70 社から、今年度は国内 278 社、外国 51 社へと大幅に増加された。

審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。

そのため、サーチに関する品質監査の試行が行われた。

また、新たに導入されたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の審査に関しては全案件が必ず協議することとされ、今後の国際意匠登録出願に対する品質監査の観点についての検討が行われている。

（４）海外の特許庁との協力・情報発信

企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築することが必要である。

そのため、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、初開催となる意匠五庁会合及び日中韓意匠専門家会合等の国際会合や、W I P O 審査（上級）コース研修等の新興国向けの研修を通じて情報発信されるとともに、審査の質に関する取組の情報収集も行われた。

(5) 審査の質についての目標設定

審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれる。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもある。

そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査が行われた。

23 の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが 5 庁、目標が設定されていないところが 3 庁、設定はされているが公開していないところが 8 庁、目標を公開しているところが 7 庁であった。また、審査の質についての目標設定に関して、指標に基づいて行っていることが特定できた 5 庁が審査期間を指標として使用していることが判明した。

なお、主な実体審査国である米国、韓国については、米国は意匠独自のものではなく特許と同じ品質目標を使用しており、韓国については品質目標が設定されていないことが判明した。

3. 商標

(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

審査の質を向上させるために、審査の品質管理体制の充実が欠かせない。

そのため、品質管理官の人数が 1 名増加されるとともに、兼任の者が専任化され専任の者が 1 名増加されたことで、合計 12 名（専任 2 名）の品質管理官が任命され、品質管理のために必要な体制の強化が図られた。

また、平成 27 年 4 月から出願受付が開始された新しいタイプの商標の審査のために、専任の審査チームが編成され、新制度に対応するための審査実施体制が確立されるとともに、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等の機会も新たに設けられ、8 テーマについて、延べ 572 名が受講した。

その結果、新しいタイプの商標の審査についても、通常の商標審査処理とほぼ同程度に、迅速に審査が行われた。（出願受付から 6 月後の 10 月時点において 43 件の登録査定を通知。）

審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせない。

そのため、審査官に対する法定研修で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義が引き続き実施され、受講者の理解の確認も行われた。さらに、全審査官を対象に、品質向上に関する意識付けを目的とした講義が実施された。講義は理解度を高める観点から少人数形式で実施され、講義後に受講者の理解の確認も行われた。

(2) 審査の質の維持・向上のための取組の充実

審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にする必要がある。

そのため、「商標審査基準」について、「商標の識別性関連（3 条）」の見直しが行われ、改訂案がまとめられた。また、新しいタイプの商標の審査に対応するために、「商標審査基準」が改訂され、これに基づく審査が進められるとともに、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」についても改訂された。そして、「商標審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会が開催された。さらに、審査官同士の協議が実施されており、この協議を、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、所定の条件を満たす案件について必ず実施することで、審査官同士の意見交換や知識共有の促進が図られている。

商標審査における商標の識別性及び類似性の適切な判断のためには、最新の取引実情やビジネス動向の把握が必要である。

そのため、今年度も商標出願動向調査が継続して行われた。また、商標課及び各審査室において、業界や企業との意見交換の促進が図られ、平成27年度は、昨年度実績の約2.5倍（19件→51件）の意見交換が行われ、商標の識別性や類似性について、積極的に意見聴取が行われた。

審査官が作成した起案書の不備を減少させるためには、これらの起案書に対する管理職による品質チェックとしての決裁の充実が欠かせない。

そのため、決裁における基準・観点を定めた文書が策定された。また、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感を持って作成できるように、拒絶理由通知書等の起案書を作成する際の留意点をまとめた文書が策定された。

これらの取組の結果、ユーザー評価調査においても、最近一年程度の質全般の印象の変化を尋ねる項目が新たに追加されたところ、「改善傾向にある」との回答が一定程度得られた。

（３）品質検証のための取組の充実

品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要である。

そのため、ユーザー評価調査が引き続き実施され、よりの確にユーザーの意見を聴取する観点から、調査手法が見直されるとともに、外部委託して実施されることで調査対象者数が倍増され（200社→400社）、これにより調査対象社の出願件数ベースで全出願の約15%程度がカバーされることとなった。

また、ユーザー評価調査において、新たに調査項目が追加されたことで、品質ポリシーの策定・品質マニュアルの整備等を始めとする品質管理に関する各種取組による効果が確認された。

審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要である。

そのため、品質管理官のうち監査を実施する品質管理官が1名増やされ（8名→9名）、また、実施期間が1か月延長（2か月→3か月）されるとともに、監査件数についても倍増（1,680件→3,150件）され、品質監査の充実が図られた。

また、品質監査対象案件のうち、登録査定案件については全て、品質監査の時期が決裁後、かつ、発送前に統一され、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みが整えられ、その結果、形式的瑕疵の減少にもつながった。

審査における判断が審判における判断と相違する場合、その相違する要因を分析することが審査の質の向上には欠かせない。

そのため、拒絶査定不服審判が請求された案件のうち、審判の段階で拒絶査定が覆った案件について、要因分析が行われ、審判部門と審査部門との間で、4回の意見交換が実施された。また、新たに、平成26年度に異議申立され、取消決定がなされた案件全件についても、審決の要点が一覧にまとめられ、審査と審判とで判断が異なった要因等の分析が行われた。

（４）海外の特許庁との協力・情報発信

我が国特許庁における審査の品質管理の取組に対する理解やプレゼンスの向上を図るためには、国内のみならず海外に向けても適切な情報発信がなされることが必要である。

そのため、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議や新興国向けの研修を通じて情報発信が行われた。さらに、我が国特許庁からの提案で、日米欧中韓の商標五庁における会合において、新たに、商標審査に関する品質管理の取組をそれぞれの庁が情報共有するセッションが実施されることになった。加えて、海外ユーザー団体の年次会合に新たに参加することを通じて、これらの団体との協力関係も構築されている。

（５）審査の質についての目標設定

審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれる。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもある。

そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査が行われた。

23の海外の特許庁への調査の結果、回答が得られなかったところが4庁、目標が設定されていないところが5庁、設定はされているが公開していないところが8庁、目標を公開しているところが6庁であった。また、審査の質についての目標設定に関して、目標特定ができた5庁のうち、4庁が審査期間を指標として使用していることが判明した。

Ⅱ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

評価は、本小委員会が昨年度に策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」（巻末の参考 1 を参照）に基づいて行った。

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、4 段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を採用している。また、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものを策定した。

そして、各評価基準においては、それぞれの評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定している。

特に、評価項目⑥及び⑦については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみではなく、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に、「極めて良好」と評価する。

また、評価項目⑧については、「審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている」ことのみではなく、さらに、「課題抽出」が「総合的な視点から行われている」場合に、「極めて良好」と評価する。

さらに、評価項目⑨及び⑩については、「方針・手続・体制」及び「品質管理の取組」の改善が「十分に行われている」だけでなく、さらに、「優れている」場合に、「極めて良好」と評価する。

本小委員会による審議を前にして、特許・意匠・商標別に、11 個の評価項目のそれぞれについて、審査品質管理に関する実績・現況等をまとめた資料（平成 27 年度第 1 回資料 3～5、第 2 回資料 2～4）が、特許庁から委員に提示された。実績・現況等のうち、資料では不明な点については、委員会当日に設けられた特許庁に対する質疑を通じて明らかにできるようにされている。また、各委員からの要請に基づいて、特許庁の審査や品質管理の現場を視察することも可能とされている。

各委員は、上記資料の記載等に基づいて、評価基準に従って各評価項目を 4 段階で評価し、上記質疑の結果や各委員の評価結果に基づいて、委員会としての評価をまとめるべく委員会にて審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値を以て委

員会としての評価とすることとし、委員会の評価と異なる評価をした委員がいる場合には、その旨を評価基準との関係において併記することとした。

なお、特許庁から提示された資料で、今年度に変更された主な点は以下のとおりであった。

- ① 評価項目⑨及び⑩が今年度はじめて評価対象となったのに伴い、これらについての資料が作成されたこと
- ② 評価項目①～⑪ごとの実績・現況等をまとめた資料に加えて、本小委員会が昨年度に行った評価及び改善提言を活用した、審査の品質管理の取組状況をまとめた資料が作成されたこと。

以下に、本小委員会による評価結果をまとめる。

1. 特許

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が適切に管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「特許・実用新案審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の規定内容が、審査の質の維持・向上をするうえで十分ではないとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、受講者の理解度の確認が行われた。また、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を全審査官が行うこととし、品質管理に関する理解状況が確認されると共に、理解の促進が図られた。さらに、改訂された「特許・実用新案審査基準」に、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針が明記され、その内容を審査官に周知するために全ての審査官を対象とした説明会が開催されたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

審査体制の強化・審査の効率化の取組により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ高品質の審査を実現できる組織体制、人員配置が確立されている。しかし、限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組が行われているため、欧米と比較して審査官一人当たりの審査負担が大きく、国際的に遜色がない組織体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、経験を積んだ任期付審査官を採用する等、適正・迅速な審査のための国際的に遜色のない水準にあるとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑤（品質管理体制）

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担する等、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置が確立されていることから、「良好」と評価される。

ただし、指導体制等の観点から「極めて良好」との評価、また、品質監査のサンプル数や審判結果の活用の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

品質向上のための必要とされる取組（決裁、決裁前の起案チェック、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話応対、外国特許文献サーチ等の拡充、品質関連情報の収集・提供、研修、登録調査機関による先行技術調査の評価と指導、検索インデックスの付与及び整備）が昨年度から継続して計画どおり実施されるとともに、更なる品質の向上に資する取組として、「特許・実用新案審査基準」等の改訂、拒絶理由通知書等の記載様式の統一、日米協働調査試行プログラムの開始が行われ、それぞれの取組の目的が達成された。そして、記載様式を統一したことで、決裁や品質監査が効率的に行えるという更なる品質の向上に資する効果が得られたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記取組の評価手法や課題の重要度が明確でない結果として、改善の効果が示されていないとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数どおりに実施され、それぞれの取組の目的が達成された。また、決裁後かつ出願人・代理人への発送前に品質監査を実施する体制に移行したことで、決裁を含めた庁として外部に提供する審査成果物の質を把握することができると共に、発見された不備を解消した上で発送することが可能となるという目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

複数の情報取得手段を利用して、審査の質の分析と、ユーザーニーズ及び今後の審査業務量や制度改正の動向を踏まえた課題抽出を十分に行われ、課題の絞り込みも行われていることから、「良好」と評価される。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえないものの、平成 26 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が遅滞なく改訂され、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応して、拒絶理由通知書等の記載様式の統一や決裁におけるガイドラインの策定等、品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の変更の結果と改善との関係が不明であるとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係が構築されている。また、PCT国際機関会合において、図解を加えて詳細かつ総合的にまとめた世界に類のない業務指針として、平成 27 年 10 月に公表した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」について情報発信することで、海外の特許庁から高い評価が得られたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」との評価もあった。

2. 意匠

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が適切に管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

意匠審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「意匠審査基準」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の規定内容が、審査の質の維持・向上をするうえで明確かとの観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施された。また、当該研修だけでなく、新たに全意匠審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修が行われ、各研修後には講義内容の理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

現組織の体制・人員配置において、審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移している。また、2014年における出願から一次審査通知までの期間は平均 6.2 か月を実現し、上半期も同水準で推移している。しかし、審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行われているため、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね良好」と評価される。

ただし、効率的に審査を行っている等、国際的に遜色のない水準であるとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑤（品質管理体制）

新たに品質管理の企画・立案を専任として行う者が 1 名設けられ、また品質監査のチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官も 2 名任命された。品質監査の分析・評価を行う者は、専任ではなく、通常業務との兼任となっているものの、限られた組織体制の中、品質管理の取組が行われている等、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制が整えられたことから、「良好」と評価される。

ただし、採用した体制の効果等が明確でない結果として、国際的に遜色のない水準にあるとまではいえないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（例えば、国内出願に対する協議及びそのフィードバック等）が、昨年度から継続して計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成された。また、更なる品質の向上に資する取組として、新たに導入された国際意匠登録出願の審査について全案件が協議対象とされ、審査官同士の意見交換や知識共有の促進が図られたことから、「良好」と評価される。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査による判断・起案の妥当性の検証が計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成された。また、サーチに関する品質監査の試行が行われた。国際意匠登録出願の品質監査については、チェック項目を見極めるため、全案件が協議対象とされた。ユーザー評価調査については、調査項目の追加や調査対象の拡大が行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出が十分に行われた。また、ユーザー評価調査の対象者数が拡大されたことから、「良好」と評価される。

ただし、改善すべき課題の具体化が一部できていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

平成 26 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が改訂され、新たに全意匠審査官向けの研修が実施される等して、品質管理の基本に関して職員への周知も十分に行われた。また、品質管理の企画・立案を専任として行う者が 1 名設けられ、品質管理においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官が 2 名任命される等、方針・手続・体制に対する改善も十分行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、改善の結果が審査の水準を高めているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度抽出した課題に対応して、品質管理の取組の改善が行われた。特にユーザー評価調査の対象者数拡大や品質検証のためのサーチに関する品質監査の試行、国際意匠登録出願に関して全案件が協議対象とされる等、改善が図られたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の変更の結果と改善との関係が不明であるとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、改善の結果が論点・課題抽出の水準を高めているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信が国内ユーザーに対して行われ、かつ、定期的に意見交換会が実施される等、継続的な協力関係が構築されている。また、情報発信は、意匠五庁会合・日中韓意匠専門家会合といった国際会合や審査官の派遣又は受入を通じて外国庁に対しても継続的に行われたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

3. 商標

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の見直し状況から、文書が適切に管理されているとまではいえないとして、「良好」との評価もあった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、上記文書の規定内容が、審査の質の維持・向上をするうえで十分ではないとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的を実施され、また、当該研修だけでなく、新たに全商標審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修が行われ、各研修後には講義内容の理解度の確認が行われていたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員の理解度についての実態把握の観点から、「良好」との評価もあり、また、庁外への周知の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

新しいタイプの商標に関する専任の審査チームが編成される等、審査体制の強化が図られ、求められる件数の審査を行いつつ、高品質で効率的な審査が実現されているものの、限られた審査官数で審査や品質向上のための取組が行われており、国際的に遜色がない審査体制・人員配置が確立されているとまではいえないことから、「概ね達成」と評価される。

ただし、効率的に審査を行っている等、国際的に遜色のない水準であるとの理由から、「良好」との評価もあった。

評価項目⑤（品質管理体制）

品質管理官が 11 名から 12 名に 1 名増加され、兼任の者を専任化して専任の者が 1 名増加されたことから、また、品質関連施策の企画・立案に関しては、海外と比較して引き続き組織体制の更なる強化が必要であるものの、現状の組織体制の中、品質関連施策の実施に当たって効率的・効果的に実施可能な組織体制・人員配置が確立されていることから、「良好」と評価される。

ただし、採用した体制の効果等が明確でない結果として、国際的に遜色のない水準にあるとまではいえないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

商標審査基準の改訂や審査官用チェックシートの見直し等、取組の充実化が図られ、新たに決裁における手順や留意事項等をまとめた文書及び拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書が作成され、また個別案件の分析が行われ、事例が共有される等、審査の質の向上のための取組が計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質監査におけるチェック者の 1 名増加及び対象案件の倍増、ユーザー評価調査における調査対象者の倍増、ユーザーとの意見交換数の 2.5 倍増加、また、審判決との判断相違における異議取消案件全件の分析も実施され、その他個別案件の分析等、審査の質の検証のための取組が多角的な観点から計画どおりに実施されるとともに、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

ただし、検証の目的が一部達成されていないとの理由から、「概ね達成」との評価もあり、他方、審査の質が安定するという更なる効果が得られているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、改善すべき課題の具体化が一部できていないとの理由により、「概ね達成」との評価もあり、他方、総合的視点から課題の絞り込みがされているとの理由から、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

平成 26 年度の実施体制を反映させるために「品質マニュアル」が改訂され、新たに全商標審査官向けの研修及び理解度の確認が行われ、また、専任の品質管理官が 2 名に増加される等、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

ただし、手続の変更の結果と改善との関係が不明であることや、品質管理体制が十分でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応した品質管理の取組の改善が十分に行われた。特に、ユーザー評価調査の対象者数が 2 倍になり、品質監査対象数も 2 倍になり、ユーザーとの意見交換数に至っては 2.5 倍に拡大された。また、新たに審判決との判断相違における異議取消案件の分析が実施され等の改善が図られたことから、「良好」と評価される。

ただし、取組の具体的な改善内容が明確でないとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

商標五庁会合において、新たに品質管理のセッションが実施され、また、海外ユーザー（AIPLA）との間では日本における意見交換のみならず、米国にて開催された年次会合に参加して意見交換が行われる等、継続的な協力関係が構築されたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、外国庁との共同の取組及び統計的情報の公開の状況から把握される協力関係の構築状況の観点から、「良好」又は「概ね達成」との評価もあった。

Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる。

1. 特許

(1)「評価項目④ 審査実施体制」及び「評価項目⑤ 品質管理体制」に関するもの

- ・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために、必要な審査官数の確保に不断に努め、現在においても国際的に遜色のない品質管理体制を、さらに先駆的なものとするよう目指すことが好ましい。

(2)「評価項目⑥ 品質向上のための取組」に関するもの

- ・審査の質の向上のために、先行技術文献調査の更なる充実、及び特許性の適切な判断のための協議のより一層の充実を図ることが好ましい。

(3)「評価項目⑦ 品質検証のための取組」に関するもの

- ・審査の質を適切に検証するために、品質監査やユーザーニーズの把握等を通じた品質を検証するための仕組みの充実を図ることが好ましい。

(4)「評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出」、「評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況」及び「評価項目⑩ 品質管理の取組の改善状況」に関するもの

- ・より適切な品質管理を行うために、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と効果との関係を確認しつつ、継続的改善を行っていくことが好ましい。

2. 意匠

(1) 「評価項目④ 審査実施体制」及び「評価項目⑤ 品質管理体制」に関するもの

- ・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために、必要な審査官数の確保に不断に努め、品質管理体制においては、企画立案体制の整備等、品質管理業務の効率化にも考慮しつつ、その体制強化の検討を行うことが好ましい。

(2) 「評価項目⑥ 品質向上のための取組」に関するもの

- ・審査の質の向上のために、十分な協議の実施と、協議結果の他の審査官への共有をより充実させることが好ましい。

(3) 「評価項目⑦ 品質検証のための取組」に関するもの

- ・審査の質を適切に検証するために、国際意匠登録出願の審査及び改訂された画像を含む意匠に関する意匠審査基準に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ることが好ましい。

- ・ユーザーの意見を踏まえた品質検証を行うために、ユーザーとの意見交換や意見聴取の充実を図り、ユーザー評価調査実施手法の見直しを図ることが好ましい。

(4) 「評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出」、「評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況」及び「評価項目⑩ 品質管理の取組の改善状況」に関するもの

- ・より適切な品質管理を行うために、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と効果との関係を確認しつつ、継続的改善を行っていくことが好ましい。

(5) 「評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信」に関するもの

- ・我が国特許庁の品質管理の取組の国際的な情報発信と、海外特許庁の品質管理に関する更なる情報収集を進めることにより、海外特許庁と協力関係の構築を図ることが好ましい。

3. 商標

(1) 「評価項目④ 審査実施体制」及び「評価項目⑤ 品質管理体制」に関するもの

- ・新しいタイプの商標の審査を含め、効率的かつ適切な商標審査を可能とする審査実施体制のために、必要な審査官数の確保に不断に努めるとともに、国際的に遜色のない品質管理体制とするよう目指すことが好ましい。

(2) 「評価項目⑥ 品質向上のための取組」に関するもの

- ・審査の質の向上のために、ユーザーや代理人との意見交換の機会の充実を図ることにより、ユーザーニーズや取引の実情を把握した上で、商標審査基準の見直しを図ることが好ましい。

(3) 「評価項目⑦ 品質検証のための取組」に関するもの

- ・審査の質を適切に検証するために、品質監査やユーザーニーズの把握等を通じた品質を検証するための仕組みの充実を図ることが好ましい。

(4) 「評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出」、「評価項目⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況」及び「評価項目⑩ 品質管理の取組の改善状況」に関するもの

- ・より適切な品質管理を行うために、PDCA サイクルを実施する中で、品質管理の取組の目的と効果との関係を確認しつつ、継続的改善を行っていくことが好ましい。

4. 審査の質を評価する指標

審査の質の管理を行うに当たっては、質に関する目標を設定することが望まれる。その一方で、昨年度の改善提言を受けて海外調査を実施したところ、指標に基づいた審査の質の目標設定は、審査に係る期間を除き、海外の多くの特許庁において設定されていない、もしくは、公表されていないことが判明した。また、審査の質そのものを評価できる明確な指標も見当たらなかった。

これらを踏まえ、審査の質に関連すると考えられる指標は、適切な審査を妨げることがないように、特許庁内部の品質検証のための取組の中で活用していくことが好ましい。

IV. むすび

本年度の品質管理の実施体制、実施状況についての検証・評価を通じて、本小委員会が昨年度に行った評価及び改善提言が、特許庁内部の取組に反映されることが確認された。

意匠及び商標については、特許との対比において品質管理体制に充実の余地があるものの、今年度は品質管理官の増員や専任化が行われるとともに、商標については、来年度に向けて品質管理を専門におこなう部署の設置が準備されるなど、体制の充実に向けた取り組みが行われていることも確認できた。

また、我が国の審査の質が、引き続き、国際的に見ても高いレベルにあることや、海外特許庁との間で信頼関係の醸成に向けた取組が推進されていることが確認されるとともに、産業財産権制度ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されていることも確認できた。

本小委員会は、本報告書でまとめた品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁内部の取組に反映されることを通じて、特許庁における品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、審査の質の向上に向けた改善が継続されることを期待する。

併せて、我が国の質の高い審査結果が海外にも積極的に発信されるとともに、品質管理の観点から海外特許庁との交流が継続されることを通じて、産業財産権制度ユーザーのグローバルな活動に寄与することも期待する。

参考資料

(参考１) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何をを行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか(1)品質向上のための取組							
(1)品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査(サンプルチェック)、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2)継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。
Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。

（参考 2）海外特許庁における品質目標の調査結果の概要

平成 26 年度の審査品質管理小委員会の報告書において、審査の質を評価するために用いることができ、かつ、適切な審査を妨げることのないような定量評価指標について、海外特許庁の状況も勘案しつつ、「調査・検討を通じ、今後も慎重な議論を行うことが好ましい。」（報告書第 27 ページ）としたことを受け、今年度、品質目標についての海外調査が特許庁により行われた。その結果の概要を以下に掲載する。

＜次ページ以降、資料 7 を添付予定＞